

本年10月施行

# 鳥取市自治基本条例が制定されました

鳥取市自治基本条例は、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利と責務、市議会や市長などの役割と責務、市政運営のあり方などを定めています。条例に基づき、「市民が主役の参画と協働によるまちづくり」を推進することにより、将来に向けた豊かな地域社会の創造が期待されます。

この条例は、本年10月1日から施行されます。本市では施行までの間、さまざまな機会を通じて市民のみなさんへの周知に努めていくと決まっています。



市民のみなさんが主体となった湖山池の浄化活動

制定経過

1年

背景

16年

《市議会の取り組み》

1年

《市民の取り組み》

1年

●自治の基本原則

●自治の基本理念

●条例の位置づけ

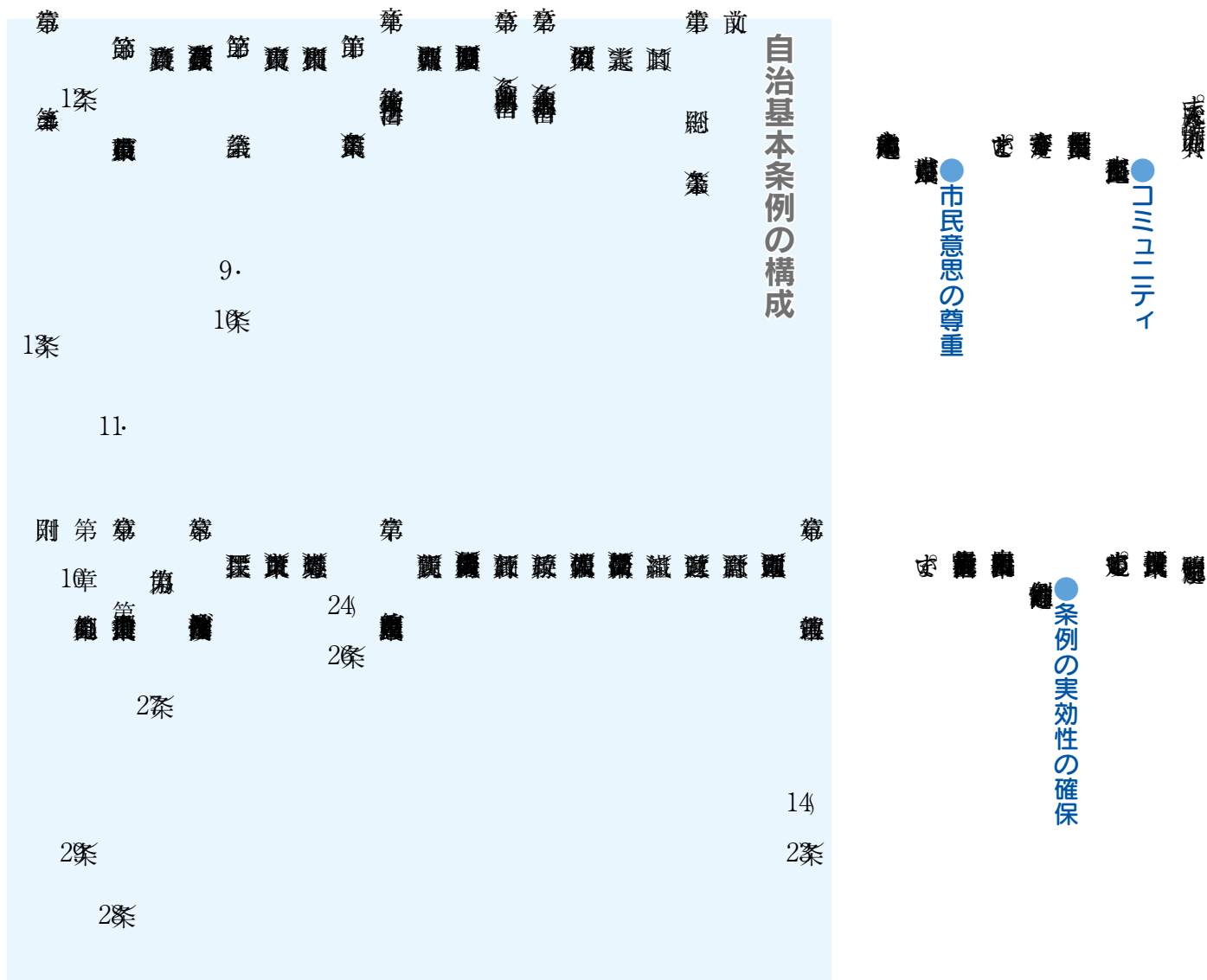
●条例の特徴

《行政の取り組み》

だ

だ

だ



## 条例制定に寄せて



鳥取市みんなで作る住民自治基本  
条例検討委員会 委員長  
おおくぼ よしたか  
**大久保 良隆 さん**

今後は、この条例が自治の実現や安心・安全なまちづくりに具体的かつ有効に活用されることが重要です。中でもコミュニティの活性化は、自治実現のためには喫緊の課題の一つです。

この条例が、これらの活動をしっかりと支え、実効性のある役割を果たすことを心より願ってやみません。



たけうち いさお  
**竹内 功 鳥取市長**

市民、議会、行政の三者協働による画期的な条例づくりは、本市において初めての取り組みであり、協働のまちづくりの歴史に残る素晴らしいものだと確信しています。

本市としても、まちづくりの基本ルールとなるこの条例をもとに、地区公民館をコミュニティの拠点とし、市民が主役の「協働のまちづくり」を積極的に推進していきたいと考えています。



鳥取市議会  
うえすぎ えいいち  
**上杉 栄一 議長**

市民、市長、議会がそれぞれの役割と責務を認識し、鳥取市民であるという誇りを持って、協働のまちづくりを積極的に推進することが重要と考えます。

この条例が、「豊かな鳥取市」を創造する本市の自治の規範となることを期待します。





## 自治基本条例により、市民総参加の協働のまちづくりが進みます！

### 活気のあるまちになります！



納涼祭

- 自治会などが主体的に行う地域活動を市が積極的に支援することによって地域力が向上し、地域社会が元気になります。

### 快適なまちになります！



鳥取砂丘一斉清掃

- 鳥取砂丘一斉清掃を始めとしたさまざまな清掃活動を行う機会が増え、まちがきれいになり、快適で美しいまちづくりが進みます。

### 安全で安心なまちになります！



防犯ボランティア

- 地域が一体となって防犯パトロールなどを行うことにより、犯罪のない安全で安心な地域づくりが進みます。

### 自立したまちになります！



地域の公園の花壇づくり

- 地域が一体となった活動を通じて、地域を自分たちで創り、守るといった「コミュニティ意識」が高まり、まちづくりが進みます。

## 市民活動拠点「アクティブとっとり」の開館時間が延長され、ますます便利に！

市民活動の活性化を図るため、さざんか会館内に設置されている「アクティブとっとり」は、活動場所の提供、活動の支援、相談、情報提供を行っており、多くのみなさんに利用されています。この「アクティブとっとり」の開館時間を4月から延長しています。

水・木・金・土曜日

開館時間を9:00～22:00に延長します。

日・月・火曜日

従来どおり開館時間は9:00～21:00です。

※「アクティブとっとり」を利用する際は、事前に利用団体登録が必要です。詳しくはアクティブとっとりのホームページを確認ください

<http://www.tottoricity-syakyo.or.jp/tvc/capc/index.html>